

京都府中小企業賃上げ実現 緊急支援事業費補助金 申請の手引き



目次

1 趣 旨	2
2 補助対象者	2
3 事業の流れ	6
4 対象事業、補助率、審査基準等	6
5 対象経費	8
6 補助対象経費に関する注意事項等	9
7 申請手続	12
8 審査方法	14
9 交付決定	14
10 事業の実施	15
11 実績報告、補助金の交付（精算払い）	16
12 事業の中止等	16
13 証拠書類の保管、財産処分等	16

1 趣 旨

持続的な賃上げの実現に向けた事業計画に基づき、即効性はあるものの効果が固定的なコスト削減の取組だけでなく、中長期的な収益力向上につながる経営改革・経営改善に取り組む京都府内の中小企業者を支援するものです。

2 補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、京都府の「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」に基づく事業を行う者※であって、以下の(1)中小企業要件、(2)賃上げ要件をいずれも満たす者です。

※京都府の「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」とは

子育てにやさしい（誰もが働きやすい）職場環境づくりに向け、企業等が従業員に対して発信する具体的な行動計画のことです。宣言と実践により、企業において妊娠・出産、子育てを理解する風土を醸成し、子育てしやすい職場をつくれます。

○手続き方法

以下の特設サイトにアクセスし、申請フォームに必要事項を記入のうえ、提出してください。

特設サイト：<https://pref-kyoto-kodomohagukumu.jp/shokuba/>



※募集期間内（令和8年3月16日（月）まで）に行動宣言を京都府に提出してください。提出が確認できない場合は、不採択になりますので、必ず手続きを行ってください。

既に行動宣言が登録済の事業所は、改めての登録は不要です。

【行動宣言に関するお問い合わせ】

京都府商工労働観光部労働政策室人材確保推進係

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

電話：075-682-8925

(1) 中小企業要件

業種区分に応じて A または B を満たす者（個人事業を含む）

業種区分	A 資本金の額又は 出資の総額	B 常時使用する 従業員の数
①卸売業	1 億円以下	100 人以下
②サービス業（ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く）	5 千万円以下	100 人以下
③小売業	5 千万円以下	50 人以下
④ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タ イヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベ ルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
⑤ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
⑥旅館業	5 千万円以下	200 人以下
⑦その他の業種（上記以外）	3 億円以下	300 人以下
⑧医業を主たる事業とする法人	—	300 人以下
⑨特定非営利活動法人	—	上記①～⑦の業種区 分に基づき、その主 たる業種に記載の従 業員規模以下の者

※中小企業信用保険法に定める「特定事業」に該当しない業種（農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業）は対象外

※みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る

※組合、連合会、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体等は対象外

※法人の場合は、法人全体の業種で判断

（税務申告書に記載の業種を確認し、当該業種分類と同一と思われるものを日本産業分類表から選択し、上表と突合のうえ、中小企業にあたるかどうかを判断）

○日本産業分類表 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2) 賃上げ要件

①重点支援業種(※1)の事業所

「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

令和8年1月と同年2月から同年8月までの申請者の指定する月を比較し、事業場内最低賃金(※2)について、4.3%以上の引上げを実施するもの

②①以外の業種の事業所

「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」など

令和8年1月と同年2月から同年8月までの申請者の指定する月を比較し、**給与支給総額(※3)**について、3.4%を上回る引上げを実施するもの

※1 対象事業所の業種で判断（労働保険の申請書に記載の業種を確認し、当該業種分類と同一と思われるものを日本産業分類表から選択し、重点支援業種にあたるかどうかを判断）

○日本産業分類表 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

※2 事業場内最低賃金は、事業場内の常時使用する従業員（雇入れ後6ヵ月を経過しているものに限る。）のうち、最も低い時間給（月給制などの場合は時給換算した額）を指します。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) **精皆勤手当、通勤手当及び家族手当**

なお、引上げにあたっては、次のとおり取り扱います。

(1) 引上げの対象となる者は、令和8年1月において、事業内最低賃金である者となります。

(2) 使用者の責めに帰すべきものでないと財団理事長が認める理由により、前号の者が引上げ後の月を通して在籍していない場合、又は、前号の者の賃金が4.3%以上の引上げとならなかった場合は、その者を除いて事業内最低賃金である者が対象となります。

(3) **令和8年1月において、事業内最低賃金である者が、引上げ後の月においても、事業内最低賃金である者となるように、補助対象事業所内の他の常時使用する従業員（試用期間である者を除く。）についても引上げを実施することが必要です。**

(4) **引上げ後の月において、試用期間である者についても、事業内最低賃金である者と同額の引上げを行うことが必要です。**

※3 補助対象事業所において、**常時使用する各従業員に支払う賃金のうち割増賃金の基礎となる賃金の合計額を指します。**なお、比較にあたっては、次のとおり取り扱います。

(1) **合計額のみではなく、従業員ごとに比較**

(2) 使用者の責めに帰すべきものでないと財団理事長が認める理由により、当該比較月を通して在籍しない者、又は、賃金が3.4%を上回らなかった者は、比較対象から除く

(3) 勤務時間・勤務日数に応じて変動する支給額は、引上げ後の月の単価に、基準月の勤務時間・勤務日数を乗じて算出した額を用いて比較（→様式第1号別紙2の記載例を参照）

なお、以下に該当する者は申請資格がありません

① 不正経理・受給等がある場合	国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合
② その他	ア 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(ただし、京都府と協議の上、財団理事長が必要と認める場合は、この限りでない。) イ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき ウ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき キ 中小受託事業者との契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき ク (イ)から(カ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((キ)に該当する場合を除く。)に、財団が当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき ケ 第 2 条第 1 号に定める事業所の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき コ 過去 2 年間で、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払的の遅延等の防止に関する法律【下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)】又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 19 条に関する勧告以上の措置を受けたとき サ <u>同一人が代表者を務める複数の法人からそれぞれ申請があったとき、又は法人の代表者が個人事業を営む場合において、当該法人及び個人事業の双方から申請があったとき、若しくは複数の事業を営む個人事業主からそれぞれの事業について申請があったとき。なお、当該申請については、申請のあった全ての申請について、申請要件を満たさないものとして取り扱うものとする。</u> シ 京都府税の滞納があるとき ス 国又は地方公共団体から出資を受けているとき セ 補助対象事業所において、従業員を解雇したとき(使用者の責めに帰すべきものでない財団理事長が認める理由による解雇を除く。)、その者の非違によることなく勸奨を受けて従業員が退職したとき又は主として企業経営上の理由により退職を希望する従業員の募集を行い、従業員が退職したとき ソ 前各号に掲げる者のほか、財団が不適当であると認めるとき

3 事業の流れ

手続き	内容	期間
① 交付申請	交付申請書等を作成し、京都産業 21 へご提出ください。※提出方法は 12 ページ以降に記載	令和 8 年 3 月 16 日（月）まで
② 審査	予算の範囲内で申請された書類から交付申請書に記載された事業内容や効果について審査をします。	4 月中旬（予定）
③ 交付決定	交付決定通知書により正式に決定、通知します。	4 月下旬（予定）
④ 事業実施	事業計画に沿って事業を実施してください。	交付決定日から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで
⑤ 実績報告	事業終了後、京都産業 21 へ実績報告書をご提出ください。	事業完了日から起算して 14 日を経過した日又は令和 8 年 11 月 13 日（金）のいずれか早い日まで
⑥ 額の確定 ⑦ 精算払	実績報告書等の内容を確認後、額を確定し、補助金を交付します。	令和 9 年 3 月末まで

4 対象事業、補助率、審査基準等

	内容
補助対象事業	持続的な賃上げの実現に向けた経営基盤強化に資する取組（高収益ビジネスモデルへの転換や価格転嫁に向けたコンサルティング、機器・設備の導入等）
申請期間	令和 8 年 2 月 4 日（水）～ 令和 8 年 3 月 16 日（月） ※申請は郵送のみ。レターパックなど追跡が可能な方法で送付してください。（申請期間の最終日の 17 時必着）
対象期間	原則として、補助金交付決定日から令和 8 年 11 月 13 日（金）まで ※令和 8 年 2 月 1 日以降に実施している事業について、事前着手届を提出された場合は、事前着手が可能です。
補助率	重点支援業種(※1)：2 / 3（小規模企業者(※2)は 3 / 4） 上記業種以外：1 / 2（小規模企業者(※2)は 2 / 3）
上限額	500 万円
下限額	10 万円
審査基準	① 計画の実現可能性 ・課題と取組内容のつながりの明確性 ・スケジュールや取組方法の現実性 ・設備導入・業務改善・人材育成など取組内容の具体性 ② 事業実施により見込まれる効果 ・生産性向上・付加価値向上等の効果の期待性 ・補助対象経費と見込まれる効果との妥当性

	・期待される改善内容や数値根拠の合理性 ③ 持続可能性 ・補助事業の成果の持続性 ・賃上げにつながる制度・仕組みの持続可能性 ・将来展望や全社計画との整合性
その他	○同一事業者からの申請は1件に限ります。 ○多数の申請があった場合、審査の上、予算の範囲内でのみ交付します。 ○既に交付決定を受けた他の補助金を中止・廃止し、本補助金に申請される行為が確認された場合、本補助金を不採択とする場合があります。

※1 京都府内の事業所において、主たる事業として「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のいずれかを実施するもの（京都労働局に提出した労働保険の申請書の業種区分で判断）

※2 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定する小規模企業者のうち以下のもの

業種・組織形態	従業員数の基準
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を主たる事業とする会社・個人事業主	常時使用する従業員5人以下
上記以外の会社・個人事業主	常時使用する従業員20人以下
医業を主たる事業とする法人	常時使用する従業員20人以下
卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする特定非営利活動法人	常時使用する従業員5人以下
上記以外の特定非営利活動法人	常時使用する従業員20人以下

業種は法人の場合は、法人全体の業種で判断

（税務申告書に記載の業種を確認し、当該業種分類と同一と思われるものを日本産業分類表から選択し、上表と突合のうえ、小規模企業者にあたるかどうかを判断）